

しゃりょうよびひん 車両予備品 東海道新幹線支社における近代化車両の保守業務を「部品交換方式」により実施するために使用する予備品である。新幹線車両は、超高速運転を行なうために必要とするあらゆる近代的技術がとり入れられているといわれているが、これら車両の著しい特徴の一つは、各種機器は容器としての車体に独立して収納されており、走行部は取りはずし可能な台車として、モータ類・駆動装置・車輪等の部品の集合体となっている点にあるとされている。

したがって、新幹線車両の保守体制は、このような特徴に基づいて、日常の保守は*運転所において定期検査等を行ない、故障箇所は部品交換によって修繕し、全般検修に該当するものは、受持工場において検査ならびに修繕を行なうことになっている。

これらの保守業務のためには、運転所においては、日常の部品交換のため、相当量にのぼる予備品を必要とすることになり、しかもこの予備品は、予備車の保有と同様な効果をもつため、その管理運用については、車両の運用計画、輸送計画と密接な関連を有する。このために、さきに東海道新幹線支社における物品事務の取扱いとしては「東海道新幹線支社における物品事務の暫定措置について(昭和39・4・28資計第2786号依命通達)」をもって通達したが、その際保留しておいた車両関係予備品の取扱方が昭和39・9・4に追加制定された。

これにより新幹線車両保守のための予備品は、運転所で使用する「車両予備品」と、工場で使用する「工場予備品」の2本立てとして設定されたわけである。

なお工場予備品として設定されるものの取扱方については、「工場予備品取扱手続(昭和28・4・11資計第2644号依命通達)」により定められているので、別に定める必要はないが、別途新幹線車両用として工場予備品の保有額を増加し、品目・数量を定めて設定手続を行なう必要がある。

次に車両予備品の取扱いのおもな事項をあげれば

1 車両予備品の範囲

運転所において使用する新幹線車両の修繕のための予備品を車両予備品とする。

2 車両予備品の保有

(1) 車両予備品の総額は経理局長が資材局長、新幹線局長および工作局長と協議して定める。

(2) 車両予備品の経理資材所別の保有額については、新幹線支社長が定める。

(3) 車両予備品の品種・数量は、経理資材所長が担当地方資材部長および受持ち工場長と協議して定める。

3 車両予備品の価格

(1) 車両予備品の価格は、甲種貯蔵品の価格の $\frac{1}{5}$ を標準として設定する。

(2) 甲種貯蔵品の価格と車両予備品との差額は、東海道新幹線支社所属経費の負担として整理する。

4 車両予備品の会計機関

現品の運用は運転所において行ない、物品会計に関する事務は*経理資材所において担当することとする。したがって会計機関は次のように設定する。

分任出納長 経理資材所助役(資材主任)
物品出納役 経理資材所員
物品出納員 経理資材所員

5 使用

(1) 運転所において、工事担当者が車両予備品を使用する場合は、物品領収券(工場用品取扱手続第9号様式)に予備品と明

記し、損品を付して予備品担当の物品出納員(以下物品出納員という。)に請求する。

(2) 物品出納員は物品領収券および損品を受領した場合は、工事担当者に車両予備品を引き渡すとともに、損品については修繕の手続を行なう。

6 車両予備品の修繕

(1) 工場で修繕を行なう場合

ア 物品出納員は、車両予備品の修繕を工場で行なうものについては、工場修繕送状(工場経理規程作帳第4号様式)を発行し、損品とともに工場長に送付する。

イ 物品出納員は、工場から車両予備品(修繕完了)品を受領した場合は、修繕品送状により受入れを整理する。

(2) 外注により修繕を行なう場合

ア 物品出納員は、外注により車両予備品の修繕を行なうものについては、予備品修繕票に「外注」と赤書きして経理資材所長に提出し、損品については受領書を徴して契約の相手方に交付する。

イ 物品出納員は、車両予備品(修繕完了品)の納入があった場合は、納品書により受入れを行なう。

7 修繕費等の負担区分

(1) 車両予備品の修繕に要する経費は、東海道新幹線支社所属当該経費の負担とする。

(2) 車両予備品の修繕を工場において行なう場合の運賃等の負担区分は、次のとおりである。

番号	種別		発送付帯経費	運賃		到着付帯経費
	発	受				
1	経理資材所	工場	東海道新幹線支社所属当該経費	同	左	工場経費
2	工場	経理資材所	工場経費	同	左	東海道新幹線支社所属当該経費

8 修繕不能の車両予備品

(1) 物品出納員は、車両予備品に修繕不能が生じた場合、物品領収券に修繕不能と赤書きし、損品を付して物品出納役に提出する。

(2) 物品出納役は、物品領収券および損品を受領した場合、損品を貯蔵品に編入するとともに、当該車両予備品について補充の手続を行なう。

(3) 工場において、車両予備品に修繕不能が生じた場合、工場の物品出納役は、工場修繕品送状に修繕不能と赤書きし、当該車両予備品を所管する物品出納役に修繕不能の通知を行なう。

(4) 前号の通知を受けた物品出納役は、車両予備品原簿から払出しを行なうとともに、当該車両予備品について補充の手続を行なう。

(5) 工場または経理資材所の物品出納役が、修繕不能の車両予備品を貯蔵品に編入する場合の収入科目は、東海道新幹線支社所属勘定の当該収入科目とする。

9 帳簿等

物品出納役は、車両予備品原簿(鉄道物品事務規程第19号様式を準用)を備え、車両予備品の出納を整理しなければならない。

10 規定の準用

車両予備品原簿の出納および車両予備品のたな卸しについては、工場用品取扱手続第73条および第76条から第79条までの規定を準用する。この場合においては、「工場予備品」とあるのは、「車両予備品」と、「工場経費」とあるのは、「新幹線支社所属の当該経費」と、「工場収入」とあるのは、「新幹線支社所属の当該収入」と、「用品倉庫長」とあるのは、「経理資材所長